

# 「食品表示基準について」の一部改正 爲廣紀正

Norimasa TAMEHIRO

国立医薬品食品衛生研究所生化学部第三室長

食物アレルギー表示制度では、食物アレルギー患者の健康危害の発生を防止する観点から、「特定原材料」（義務表示品目）及び「特定原材料に準ずるもの」（推奨表示品目）を定めている。表示する対象品目は食物アレルギーの全国実態調査結果に基づいて選定されており、アレルギー症例における原因食品の現状を踏まえて、令和6年3月にマカダミアナッツを推奨表示品目に追加し、一方でマツタケを同項目から削除することとなった。本稿では、今般の改正について、食品表示制度に関わる情報と合わせて紹介する。

## 「食品表示基準について」の一部を改正する消費者庁次長通知（令和6年3月消食表第189号）

食物アレルギー表示に関わる品目は、概ね3年ごとに実施される全国実態調査の結果を鑑み、継続的な見直しが行われている。今般の改正の対象となった表示を推奨する品目の追加及び削除については、令和5年6月に開催された第5回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議において基本的な考え方が整理されており、新たに推奨表示に追加する品目は直近2回分（今回の場合、令和元年および3年度調査結果が対象）、削除する品目は直近4回分の全国実態調査における症例数の推移を確認し、品数のバランスを見ながら食品安全行政としての対応が慎重に検討されることになっている。このため、同年12月に開催された第6回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議では、直近2回の調査結果で症例数の順位が18位ならびに13位であった「マカダミアナッツ」について、流通実態や木の実類（マカダミアナッツのほか、くるみ、カシューナッツなどを含む）の顕著な症例数の増加等を加味し、将来的に特定原材料に移行する可能性が高いことから、推奨表示品目に加えることになった。一方、表示の対象となる品目が増えすぎると、食品関連事業者における任意表示の実効性が低下してしまう可能性や、表示自体が見づらくなり消費者の購買意欲が低下しかねないといった理由により、直近の調査結果において4回連続で症例（ショック症例を含む）が認められていない「まつたけ」については、ほかの推奨品目と比べて症例数が極めて少なく、将来的な特定原材料への移行の可能性が低いという理由から、表示の必要性が低下したと判断され、特定原材料から削除されること

となった。

推奨表示品目の削除に当たっては、これまで表示の対象としてきたことによる効果（当該品目の食物除去の実施等）により症例数が抑えられていた可能性が否定できないため、追加する場合よりもより慎重に議論が進められている。他方、全国実態調査は事業に賛同したアレルギー専門医の協力によるものであり、国民の全数調査ではない。したがって、「まつたけアレルギー」と診断を受けている人が日本に一人もいないということではない。このため、地域社会の健康管理の専門家としての役割を担っている薬剤師から、食物アレルギーに関する正確な情報を消費者に伝え、食品表示に関する知識を理解していただくことが大切だと考えられる。また、一部の化粧品や石鹸等の生活用品に加え、医療用医薬品や一般用医薬品にも、食物アレルギーに影響を及ぼす食物由来の成分が含まれているものがあることが知られている。医薬品等の承認の際には様々な検証結果が求められるが、異なる背景を持つ国民全てに対する臨床結果を得ているわけではない。食物アレルギーの原因食品は時代とともに推移するため、薬剤師による処方の際、食品表示に関する改正等の最新情報に基づき、患者の食物アレルギーの既往に配慮した対応や指導が期待される。

### 参考文献

1) 消費者庁、食品表示基準について（2024年12月13日時点）。  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act)

キーワード 食物アレルギー表示制度、食品表示基準、推奨表示

Copyright © 2024 The Pharmaceutical Society of Japan